

財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告

〔公益社団法人神戸市歯科医師会〕

神戸市監査委員	細 川 明 子
同	大 澤 和 士
同	福 本 富 夫
同	しらくに 高 太 郎

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した令和 5 年度財政援助団体等監査について、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監 査 の 対 象

公益社団法人神戸市歯科医師会（以下「法人」という。）における神戸市からの財政援助及び公の施設の指定管理（こうべ市歯科センター）に係る出納その他の事務で、主として令和 4 年度執行の事務

2 監 査 の 期 間

令和 5 年 8 月 28 日～令和 5 年 12 月 18 日

3 監 査 の 方 法

監査は、財政援助及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 団 体 の 概 要

(1) 設立の趣旨

法人は、神戸市内の各行政区を区域とする歯科医師会との連携のもと、医道の高揚、歯科医学、医術の進歩発達及び公衆衛生の普及向上を図り、社会福祉を増進することを目的として、昭和 40 年に社団法人神戸市歯科医師会として設立され、平成 25 年に公益社団法人に移行した。

(2) 神戸市との関係

ア 財政援助

令和4年度は補助金として、1億337万円を交付しており、内訳は第1表のとおりである。

第1表 補助金の内訳

(単位 金額：千円)

補助金の種類	金額
歯科医師会附属歯科診療所運営費補助金(※1)	31,199
歯科保健医療事業推進補助金(※2)	50,400
市民保健協力事業補助金(※3)	1,620
歯科医師会口腔がん検診事業補助金	9,655
歯科医師会訪問歯科診療事業等補助金	10,500
合計	103,375

※1 歯科医師会が実施する休日歯科診療事業の運営経費を補助している。

※2 事務局が必要とする間接経費(事務局人件費、事務所費、会議費、消耗品その他)の一部について、他の委託・補助事業において市が負担している経費を除き補助している。

※3 市民への歯科保健に関する啓発、かかりつけ歯科医の普及等に要する経費を補助している。

イ 公の施設の指定管理

神戸市立こうべ市歯科センター(以下「歯科センター」という。)の指定管理者として法人を指定している。

歯科センターは、障害者、高齢者その他の一般の歯科診療所における治療が困難な者に係る歯科治療等を行うことを目的に設置されている。

所在地 神戸市長田区二葉町5丁目1番1-201号

延床面積 614.49㎡

内容 歯科診療台6台(内2台は個室)
パノラレントゲン2台、デンタルレントゲン3台

診療時間 毎週月曜日から金曜日 午前9時から12時、午後1時から5時
(休診日 土・日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日))

開設年月日 平成16年4月1日(診療開始：平成16年4月12日)

(ア) 指定管理料等

指定管理業務に係る指定管理料等は、第2表のとおりである。

歯科センターの管理業務に要した経費から利用料金収入(本人負担分を含む診療報酬)を差し引いた収支差額を指定管理料として算定している。

第2表 指定管理料等の比較

(単位 金額：千円)

	令和4年度		令和3年度		対前年度増減	対前年度増減率
	金額	構成比率	金額	構成比率		
指定管理料	68,437	45.3%	68,761	46.5%	△324	△0.5%
利用料金収入等	82,736	54.7%	79,022	53.5%	3,714	4.7%

(イ) 選定理由

法人は神戸市内9区歯科医師会の連合体として存在する市内唯一の歯科医療専門職団体であり、神戸市の歯科保健事業に全面的に協力を得ている。障害者歯科認定医等を擁しており、また、市内歯科医院との連携もでき、年間5,000件、全身麻酔下歯科治療を含めた障害者歯科治療等を安全に実施できる能力を持ち、かつ、昭和53年開設の神戸市立心身障害者歯科診療所の運営、その後の平成16年の歯科センター設立からは指定管理者として、一貫して神戸市の障害者歯科治療に携わっており、障害者歯科治療に関する十分な経験、実績も有している。

神戸市の「公の施設の指定管理者制度運用指針」においては、「専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定される場合」については非公募集定をすることが可能とされており、これらのことから法人を指定管理者として選定している。

(ウ) 指定期間

平成30年4月1日～令和5年3月31日（5年間）

（次期：令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間））

(エ) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、障害者、高齢者その他の一般の歯科診療所での治療が困難な者に係る歯科疾患に関する相談、指導、診断、治療及び機能回復訓練のほか、施設及び設備の維持管理業務等であり、主な業務量の比較は第3表のとおりである。

第 3 表 業 務 量 の 比 較

項 目	令 和 4 年 度	令 和 3 年 度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
診 療 日 数	243日	242日	1日	0.4%
受 診 者 数	4,873人	4,846人	27人	0.6%
（ 障 害 別 ）				
心 身 障 害 者	4,128人	4,082人	46人	1.1%
有 病 者 そ の 他	745人	764人	△19人	△2.5%
（ 診 療 別 ）				
一 般 診 療	4,372人	4,394人	△22人	△0.5%
全 身 麻 酔 そ の 他	501人	452人	49人	10.8%

(オ) 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理の管理運営に対する評価は、学識経験者や公認会計士等の専門家等で構成される指定管理者選定評価委員会で毎年度評価され、その結果は神戸市のホームページで公表されている。

令和4年度の評価は、「地域の一般の診療所での治療が困難な方々（障害者・高齢者等）のために、年間延べ4,800人以上の歯科診療を実施。昨年度(令和3年度)も新型コロナウイルスの影響を受けてはいるが、相応の診療実績で推移しており、底堅いニーズがあると見受

けられる。訪問歯科健康診査や講演会等を引き続き実施するとともに、令和4年度からは、新型コロナウイルスの影響により中止していた歯科保健指導を再開する等、様々なニーズにも対応している点は評価できる。満足度調査においては、昨年度同様、多数の利用者が治療について満足し、また、引き続き治療を希望されており、当センターの設立目的である「地域の歯科診療所で診療を受けることが困難な方々に、安全で安心な歯科医療サービスを提供する」ことを果たしていると考えられ、大いに評価できる。今後も本センターが必要な方々に広く知ってもらえるようPRを行い、引き続き充実を図りつつ、地域の診療所等との連携強化に努め、安心・安全な歯科診療の提供を継続されるよう期待する。」となっている。

5 監査の結果

監査の結果、神戸市からの補助金及び指定管理に係る出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていると認められた。

補助事業については、休日歯科診療事業の運営、口腔がん検診の実施等を通じて、神戸市民の歯科保健医療の向上を図るなど補助金の交付目的を達成しているものと認められた。

また、歯科センターにおける指定管理については、条例、指定管理協定書（以下「協定書」という。）等に従っておおむね適正に管理運営されているものと認められた。

しかし、事務の一部について改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 指摘事項

ア 手数料の管理を適正に行うべきもの

神戸市立こうべ市歯科センター条例第5条に基づく手数料は、協定書第9条により、指定管理者が徴収を行い、収納金は甲（神戸市）の指定する専用口座（預金保険法第51条の2第1項に規定する決済用預金）に日々（金融機関が休業日のときは翌営業日）入金しなければならないこと、及び手数料収入は、月末で集計し、翌月の10日までに甲（神戸市）が発行する納付書により払い込まなければならないことが定められている。

しかし、神戸市所管局は法人に対し専用口座を指定しておらず、7月14日に徴収した証明書（特殊診断書）発行手数料4,000円は神戸市の発行する納付書により8月16日に納付するまでの期間、金庫で保管されていた。

また、神戸市所管局の発行した納付書の納入期限を見ると、協定書で規定された翌月の10日を超える12月28日で設定していた。

「現金取扱事務の手引き（公金編）」では、市の歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託する際の事務等について定められており、その中で徴収した現金は、金融機関に公金専用の決済用預金口座を設けて預金することが求められている。

神戸市所管局は、協定書に定められた内容を正しく理解し、協定書に規定された専用口座を指定し、法人が適正に手数料を管理できるようにすべきである。また、法人が協定書の期限までに納付できるよう、適正に納入期限を設定すべきである。

イ 再委託の手続きを適正に行うべきもの

指定管理業務における再委託については、協定書第 13 条で、市の書面による事前の承諾を受けた場合は、手数料の徴収事務を除く業務の一部に限り第三者に再委託し又は請け負わせることができるとされている。指定管理者である法人は、清掃、機械警備、機械設備点検において、再委託していたが、事前に神戸市の書面による承諾を得ていなかった。

これらの業務は、神戸市が指定管理業務の仕様書において定めたものであり、神戸市所管局は、指定管理者が再委託していることは想定できるため、当該契約の内容を確認するとともに、適正な事務処理が行われるよう指定管理者に指示すべきである。また、指定管理者は、協定書に基づき、指定管理期間の更新時には適正に申請を行い、再委託の承諾を受けるべきである。

ウ 変更契約を締結すべきもの

指定管理者である法人が指定管理業務の一部を第三者に再委託した下記の契約について、契約内容に変更が生じていたが、長期間、変更契約を締結していなかった。また、神戸市所管局においても、指定管理者が第三者に再委託した契約内容について把握していなかった。

(ア) レセプト点検修正業務（契約日：記載なし、単価契約）

本契約は、契約日は記載がなかったが、契約期間は平成 17 年 4 月 7 日から平成 17 年 5 月 6 日となっており、以降、双方より申し出がなければ自動的に延長する契約となっている。

支払関係書類を確認したところ、単価、消費税率が改定されており、改定後の金額により支払われていたが、変更契約が締結されておらず、契約書の消費税率も 5% のままとされていた。また、平成 18 年 1 月に、契約の相手方が分社化により法人格が変わっていたが、現在も旧法人との契約となっていた。

(イ) こうべ市歯科センター清掃業務（契約日：平成 16 年 4 月 12 日、総価契約）

本契約は、契約期間は平成 16 年 4 月 12 日から平成 17 年 3 月 31 日で、双方に異議がない場合は 1 年間契約を更新する契約となっている。平成 20 年 4 月 1 日付けで、業務項目追加の変更契約はされていたものの、契約書の消費税率は 5% のままとされており、法律改正に伴う消費税率の変更契約が締結されていなかった。なお、委託料は契約内容と異なり、消費税率 10% で計算された金額で支払われていた。

契約内容に変更が生じた場合は、適正に変更契約を締結し、変更後の契約書に基づき委託料を支払うべきである。また、契約書は委託料の支出金額の根拠となることから、経費の支出にあたっては、契約書を確認すべきである。

エ 補助金額の確定を行うべきもの

補助金について、神戸市補助金等の交付に関する規則に規定された手続きを行っていない事例があった。

(ア) 歯科保健医療事業推進補助金、市民保健協力事業補助金、歯科医師会訪問歯科診療事業等補助金について、法人から申請を受けて補助金交付決定ののち、補助金請求書を受領し、補助金を支払っていたが、精算を要しない補助金であるとして、補助金額の確定を行っていなかった。

(イ) 歯科医師会口腔がん検診事業補助金について、申請を受けて概算払で交付し、提出された補助事業実績報告書で返還額が生じたことから、返還額の調定決議（助成金額確定の旨の記載はなし）に基づいて納付書を送付していたが、補助金額の確定を行わず、また法人に対して交付金額確定通知書を送付していなかった。

補助金規則第 15 条第 1 項に補助事業者等からの実績報告について定めており、同規則第 16 条第 1 項には、その報告を受けた場合は書類の審査や現地調査等を行ったうえで、補助金等の交付額を確定し、補助事業者等に通知することを規定している。

一方、神戸市補助金等の交付に関する規則の手引き（令和 5 年 4 月改定）において、実績報告書は、「補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及び条件に適合するものであるかどうかを審査し、補助金等交付の終了、是正措置のいずれをとるべきかを判断するために提出させるもの」であり、補助金等の額の確定とは、「最終的に交付すべき補助金等の額を決定する手続き」で、「交付決定した金額と同額を交付するのか、もしくは変更を加える必要があるかどうかを判断」するとしている。

また、履行確認の方法の項目には、「『履行確認』とは補助事業等が適切に履行されたかどうかの確認を指し、補助金額を確定することまでは含みません。」としている。

さらに、同規則第 16 条第 3 項には、確定した補助金等の交付額が、補助金等の交付の決定における交付予定額と同額である場合は、補助事業者等への通知を省略することができるという規定があるが、補助金規則の手引きでは、「額確定の通知を省略する場合でも、省略できるのは『通知をすること』のみであり、補助金額を確定したことの意思決定（決議）は必要です。」との解釈を示している。

神戸市所管局は、実績報告を受けたのち速やかに補助金等の交付額の確定及び法人へ必要な通知を行うべきである。

凡 例

- 1 文中及び表中で用いる数値は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」 ----- 該当数値はあるが、単位未満のもの。
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
 - 「-」 ----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」 ----- 増加率が1,000%以上のもの。
 - 「ほぼ皆減」 ----- 減少率が1,000%以上のもの。
- 4 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」及び「地方消費税」をいう。